

平成30年度 第1回

地域包括支援に関する会議

資料 8

3 報告

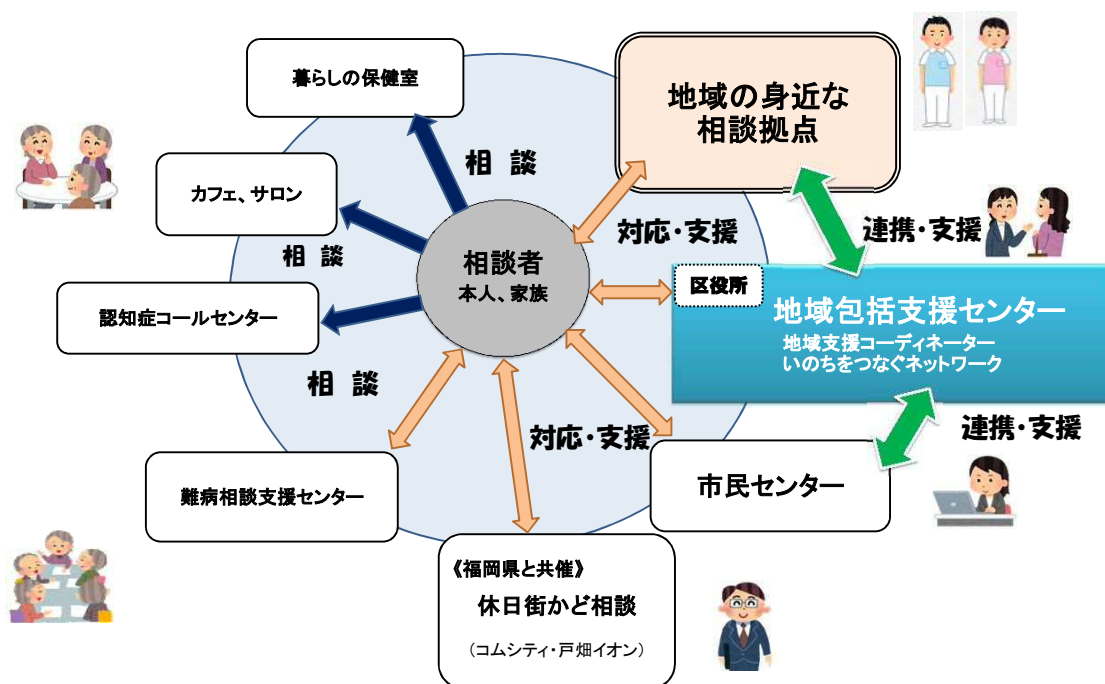
(3) 地域の身近な相談拠点について

地域の身近な相談拠点の設置イメージ(案)

市民にとって身近な窓口として気軽に立ち寄れる相談窓口体制を構築するため、その活動を主体的に行う団体等と連携する。

- ◎利用者の相談しやすさを考慮した、官民協働による相談体制の構築。
- ◎地域包括支援センター等と連携を図りながら、市民からの介護（保健、医療、福祉も含む）の相談に応じる身近な相談の場の設置。
- ◎市が指定する相談拠点として市ホームページに掲載。のぼり、ステッカー等を交付し周知を図る。

《相談拠点の名称》(例) 『まちかど介護相談室』、『介護身近な相談所』、『介護なんでも相談』、『介護と福祉の相談室』、『介護のお悩み相談室』、『高齢者よろず相談』



《参考》「北九州市いきいき長寿プラン(平成30～32年度)」抜粋

- 【目標】住みたい場所で安心して暮らせる
- 【施策の方向性】身近な相談と地域支援体制の強化
- 【基本的な施策】相談できるところを増やす